調查計画

1 調査の名称(□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査) 民間事業者等における内部通報制度の実態調査

2 調査の目的

公益通報者保護制度の施策を立案する際の基礎資料を得るため、公益通報者保護法 (平成16年法律第122 号) において事業者に義務 (中小事業者は努力義務) 付けられている内部公益通報対応体制の整備状況について把握することを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(□個人 □世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)
 公益通報者保護法第2条第1項に定める事業者(日本標準産業分類S(公務)に属する機関を除く)
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

約10,000事業者(母集団の大きさ:約360万事業者)

(2) 報告者の選定方法(■全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

上場事業者:企業が発行する株式を証券取引所で売買できるよう、証券取引所からその資格を与えられた企業であって、日本国内の証券取引所に上場している事業者をいう。上場事業者名簿を 母集団情報とし、令和5年の8月31日時点で上場している事業者の全数を報告者とする。

非上場事業者:調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報とし、業種、資本金規模及び地域に偏りがないように配慮しつつ、都道府県における民間事業者数、従業員数、業種、法人種別、資本金等をもとに従業者規模別に無作為抽出により選定する。(選定方法の詳細については、別添1参照)

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1)報告を求める事項(詳細は調査事項一覧参照)
 - ア 本店等の所在地、常時使用する労働者の数等
 - イ 内部公益通報対応体制の整備に関する事項等
 - ウ 公益通報者保護制度導入・整備の促進のための方策等

〔集計しない事項の有無〕 ■無 □有

- (2) 基準となる期日又は期間 令和5年12月1日現在
- 6 報告を求めるために用いる方法

(1)調査系統
消費者庁—民間事業者—報告者
(2) 調査方法
■郵送調査 ■オンライン調査(□政府統計共同利用システム ■独自のシステム ■電子メール)
□調査員調査 □その他()
〔調査方法の概要〕
・消費者庁から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査関係書類(調査票、
オンライン調査回答用のURL、ID・パスワード等)を配布する。
・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出するほか、オンライン調査回答用の独自
システム上での入力や、入力した電子調査票を回答専用メールアドレスに送付する等の方法を利用して
回答することができる。
・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促はがきの送付を行う。
7 報告を求める期間
(1)調査の周期
□1回限り □毎月 □四半期 □1年 ■2年 □3年 □5年 □不定期 □その他()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年)
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
令和5年12月~令和6年1月
8 集計事項
ア 公益通報者保護制度に対する理解の状況
イ 事業者の内部公益通報対応体制の整備の状況(導入時期・導入の契機・設置の方法・内部公益通報
対応体制運営の運用状況・導入の効果・導入していない理由、国外グループ会社の労働者からの通報)
ウ 公益通報者保護制度が定着するための取組等
※いずれも報告者の属性ごとの回答の分析を行う。主な集計事項については、別添2参照
9 調査結果の公表の方法及び期日
(1) 公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
(2)公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)
(3) 公表の期日
令和6年4月下旬
10 使用する統計基準等
■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他(
□使用しない
調査対象の標本抽出及び集計結果の産業別表示について、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
①記入済調査票	3年	消費者庁参事官(公益通
		報・協働担当)
②調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	常用	消費者庁参事官(公益通
		報•協働担当)

民間事業者等における内部通報制度の実態調査の標本設計

本調査は、上場企業の約4,000事業者(全数)及び非上場企業約6,000事業者を対象とする。 非上場企業については、以下に従って無作為抽出する。

1 母集団及び標本抽出の方法について

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームに収録されている事業所のうち、上場事業者名簿 (注1) に掲載されておらず、日本標準産業分類「公務」に属していない事業者 (注2) を従業者規模 (1~300人、301人~の2区分) 別に無作為抽出する。

(注1) 令和5年8月31日時点で、日本国内の証券取引所のウェブサイトに掲載されている上場事業者を収録した 名簿を指す。

(注2) 企業、会社以外の法人、事業を行う個人を指す。

2 報告者数について

公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)において、従業者規模 301 人以上の事業者は内部公益通報対応体制の整備が義務づけられ、同 300 人以下の事業者は努力義務を講ずることとされている。非上場企業についても、この従業者規模別に一定の精度を確保するためには、各従業者規模の有効回答数が 625 事業者必要となる (注3)。

標本設計上の回収率としては、前回調査並の23%前後であると想定すると、各従業者規模の報告者数は3000事業者、合計で6,000事業者必要となる。

なお、調査票の主要な問に対する回答結果(選択式の問の回答割合)について、その標準誤差の 目標精度を 2.0%以内 (95%信頼区間では標本誤差約4%以内) と設定する。なお、精度設計を行 うために、無作為抽出における標本誤差の公式を代用している。

(注3) 事業者数の算定根拠

回答割合 p に対する標準誤差の推計値 α は以下で表される。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}} \approx \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}$$

N: 母集団サイズ、n: 標本サイズ % 「 \approx 」はNが十分大きい場合の近似式

標準誤差 α は p=0.5 のとき最大になることから、p=0.5 のときの標準誤差が 2.0%となるよう標本サイズ n を求めると、

$$n = \frac{p(1-p)}{\alpha^2} = \frac{0.5(1-0.5)}{(0.02)^2} = 625$$
$$\frac{625}{0.23} \approx 3,000$$

となる。

なお、各従業者規模の中で、産業(17区分)、資本金規模(7区分)、地域(6区分)別に偏りが生じないよう配慮する。

- ・産業 ^(注4): 農林・漁業・鉱業 (*A*~*C*)、建設業 (*D*)、 製造業 (*E*)、電気・ガス・熱供給・水道業 (*F*)、情報通信業 (*G*)、運輸業 (*H*)、卸売業 (*50*~*55*)、小売業 (*56*~*61*)、金融・保険業 (*J*)、不動産業 (*68*、*69*)、宿泊業 (*75*)、飲食業 (*76*、*77*)、医療・福祉 (*P*)、教育・学習支援業 (*O*)、複合サービス業 (*Q*)、旅行業 (*791*)、その他サービス業 (*R*)
- (注4) () 内の斜体文字は日本標準産業分類に掲げる分類を指す。
- ・資本金規模: ~500 万円、500 万円超~1,000 万円、1,000 万円超~3,000 万円、3,000 万円超 ~5,000 万円、5000 万円超~1 億円、1 億円超~3 億円、3 億円超
- ・地域:北海道・東北地域(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)、関東地区(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、北陸・東山・東海地区(新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)、近畿地区(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)、中国・四国地区(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県)、九州・沖縄地区(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県)
- 3 母集団推計を行う場合の推計方法について 母集団推計は行わない。

別添 2 集計事項一覧

添 2 集計事項一覧 	
単純集計	使用「
1 自社の内部通報制度について	
導入の有無	問1
導入時期	問2
改正法対応への困難	問2-
導入のきっかけ	問3
導入しない理由	問16
導入に向けた検討や準備	問17
2 内部通報制度の運用等	
窓口の設置場所	問4
窓口の所属部署	問4
	問4-
	問5
	問6
	問6
従事者指定の方法	問7
3 通報件数関係	1.3.
通報件数の把握	問8
世操 け	問8-
通報件数の傾向	問8-
件数公表の有無	問8-
件数公表の得無	問8-
	-
通報件数の職員への開示	問8-
通報件数の社外取締役等への報告	問8-
4 通報者・周知関係 	55.0
通報できる人の範囲 	問9
取引先への周知の有無	問9-
従業員への周知方法 	問10
通報の受付対象	問11
通報者へのFBの有無 	問12
5 通報制度導入関係	
導入の効果	問13
導入時・運用時の困難	問14
通報奨励制度	問15
6 内部通報制度の促進に向けた取組等	
制度の充実に向けて必要な取組	問18
未導入の事業者の取組を推進させる取組	問19
7 その他	
不正発見の端緒	問20
国外グループ会社からの通報	問21
公益通報者保護制度を見聞きした媒体	問22
法に対する意見	問23
8 回答者の属性	
回答者の本店等所在地(6区分)	ア
回答者の業種(9~17区分)	1
回答者の資本金額(4~8区分)	ウ
	エ
	オ
回答者(又はグループ企業)の上場の有無(3区分)	カ
回答者の上場先証券市場(4区分)	カ-a
常時使用する労働者数(2~9区分)	77-6
グループ会社全体の常時使用する労働者数	ク

☆クロス集計	問	クロス1	クロス2	クロス3	クロス4	クロス 5	クロス 6	クロス7	クロス8	クロス 9	注記
問ごとの属性別回答 1	問1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カ-a	+	ク	問×ア、問×イ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 2	問2	_	1	ウ	エ	オ	カ		+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答3	問2-a	_	1	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答4	問3	_	1	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 5	問4	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 6	問4-a	_	イ	ウ	エ	オ	カ	-	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 7	問4-b	_	イ	ウ	エ	オ	カ	-	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答8	問5	_	イ	ウ	エ	オ	カ	-	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 9	問6	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答10	問6-a	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答11	問7	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答12	問8	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答13	問8-a	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答14	問8-b	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答15	問8-c	_	1	ウ	エ	才	カ	_	+	1	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答16	問8-d	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答17	問8-e	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答18	問8-f	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答19	問9	_	イ	ウ	エ	オ	カ	-	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答20	問9-a	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答21	問10	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答22	問11	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答23	問12	_	1	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 2 4	問13	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 2 5	問14	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 2 6	問15	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 2 7	問16	_	イ	ウ	エ	才	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答28	問17	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 2 9	問18	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答30	問19	_	イ	ウ	エ	オ	カ	_	+	_	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答31	問20	_	イ	ウ	Н	才	カ	_	+		問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答32	問21	_	イ	ウ	Н	オ	カ	_	+	ク	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答33	問22	_	イ	ウ	Н	オ	カ	-	+	1	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
問ごとの属性別回答 3 4	問23	_	イ	ウ	Н	オ	カ	1	+	1	問×イ、問×ウ・・とそれぞれクロス集計
業種ごとの体制整備状況(従業員規模別)	問1	イ	+								問1×イ×キでクロス集計
制度導入の有無による制度充実に必要な取組1	問1	問18									問1×問19でクロス集計
制度導入の有無による制度充実に必要な取組2	問1	問19									問1×問20でクロス集計
制度導入時期と不正発覚の端緒	問2	問20									問2×問20でクロス集計
ハラスメント窓口との共通化と通報件数の関係	問6	問8-a									問 6 × 問8-aでクロス集計
通報件数と通報できる者の相関	問8-a	問9									問8-a×問9でクロス集計
通報件数と制度の周知方法の相関	問8-a	問10									問9-a×問10でクロス集計
通報件数と通報受付対象の相関	問8-a	問11									問9-a×問11でクロス集計

6

民間事業者等における内部通報制度の実態調査 調査事項一覧

- ○報告者の属性に関する事項
 - ・本店等が所在する都道府県
 - 業種
 - 資本金額
 - ・会社法上の大会社該当性
 - · 株式会社該当性
 - ・証券取引所への上場の有無、上場している場合は上場先
 - ・常時使用する労働者の数
 - ・グループ会社を含む常時使用する労働者の数
- ○民間事業者等における内部通報制度の導入状況に関する次の事項
 - ・導入の有無
- ○内部通報制度を導入している民間事業者等における内部通報窓口の導入に 関する次の事項
 - ・ 導入の時期等
 - ・導入の契機
- ○内部通報制度を導入していない民間事業者等における内部通報窓口の導入 に関する次の事項
 - ・導入していない理由
 - ・導入予定の有無
- ○内部通報制度を導入している民間事業者等における内部通報窓口の設置等 に関する次の事項
 - ・内部通報窓口の設置は内部組織か外部組織かどうか
 - ・内部通報窓口が内部組織に設置されている場合の所属部門
 - ・内部通報窓口が外部組織に設置されている場合の設置先
 - ・内部通報制度の責任者
 - ・内部通報窓口の責任者とハラスメント窓口の責任者の同一性
 - ・内部通報に対応する業務を行う者の指定方法
- ○内部通報制度を導入している民間事業者等における通報受付件数に関する 次の事項
 - ・通報受付件数の把握の有無

- ・1年間の通報受付件数
- ・通報受付件数の傾向
- ・通報受付件数の公表の有無
- ・通報受付件数の従業員、社外取締役及び監査役への開示の有無
- ○内部通報制度を導入している民間事業者等における通報制度の運用、周知に 関する次の事項
 - ・通報できる者の範囲
 - ・内部通報制度の従業員への周知の有無
 - ・内部通報制度の従業員への周知の方法
 - ・内部通報窓口が受付対象としている通報内容
 - ・内部通報受付後の通報者への対応
- ○内部通報制度を導入している民間事業者等における通報制度導入の効果に 関する次の事項
 - ・内部通報制度を導入した効果
 - ・内部通報制度の導入や運用で困難な点
 - ・内部通報を促す制度の導入の有無
- ○その他次の事項
 - ・内部通報制度の導入や実効性向上につながる仕組みや施策
 - ・自組織における不正発見の端緒
 - ・国外グループ会社の従業員が通報可能な仕組みの有無
 - ・公益通報者保護制度との接点
 - ・公益通報者保護法に対する意見等